

説明資料(内航海運暫定措置事業)

平成20年4月22日

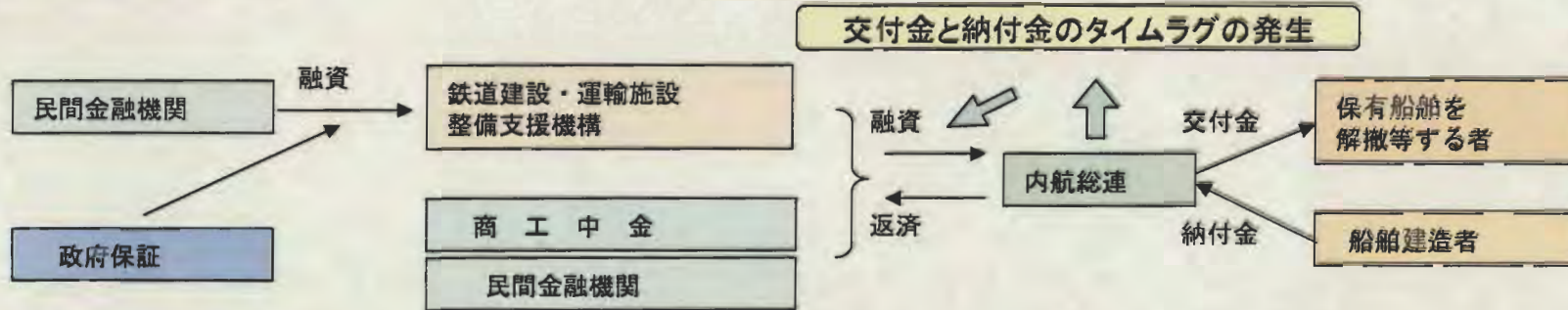
国土交通省 海事局 内航課

○ 内航海運暫定措置事業について

1. 内航海運暫定措置事業の導入

- (1)内航海運については、平成10年5月、内航海運の活性化を図るため、暫定措置事業を導入するとともに、昭和41年から船腹過剰対策として実施してきたスクラップ・アンド・ビルド方式による船腹調整事業を解消した。
- (2)この暫定措置事業は、保有船舶を解撤等した者に対して一定の交付金を交付するとともに船舶建造者から納付金を納付させる等を内容とするものである。これは、競争制限的との批判が強かった船腹調整事業の解消により、事実上の経済的価値を有していた引当資格が無価値化する経済的影響を考慮したソフトランディング策であるとともに、内航海運の構造改革を推進する観点から、船腹需給の適正化を図るための事業である。

2. 概要



- ① 内航総連は、保有船舶を解撤等する者に交付金を交付。
- ② 船舶建造者は、内航総連に納付金を納付(代替建造の場合は納付金から交付金相当額を相殺)。
- ③ 内航総連は、この事業に必要な資金を確保するため、金融機関等から融資を受けて交付金を交付するとともに、船舶建造者が納付する納付金によって金融機関等からの借入金を返済。

内航船舶の代替建造推進アクションプランを受けた内航海運政策の方向性について

効率的な船舶運航を可能にする代替建造の促進

- ◎ 地球環境にやさしい省エネ型船舶の建造促進と運航効率の改善
 - スーパーエコシップ (SES)
 - 燃費が大幅に改善される省エネ船 } への支援
 - ← 鉄道・運輸機構によるSESの普及促進及び新技術実用化促進のための支援制度創設
- ◎ 船舶・船内作業の標準化を通じた運航・建造の低コスト化・船内労働環境の改善
 - 鉄道・運輸機構において開発された2000KL積み749総トン型ダブルハルタンカーの標準船の普及
- ◎ 内航船代替建造推進に資する中小造船業・船用工業対策
- ◎ 事業者ニーズに応じた共有建造制度の金利改定 (平成18年11月実施)

内航海運業界の体質強化

- ◎ 暫定措置事業の今後のあり方の検討 (平成24年度まで納交付金単価設定、25年度以降については、改めて検討する)
- ◎ 内航海運ビジネスモデル検討会の開催 (平成18年12月に取りまとめ)
- ◎ コスト分析、運賃・用船料モニタリング等の環境整備 (平成19年1月コスト分析公表、3月モニタリング結果公表)
- ◎ 船員教育のあり方に関する検討会の開催 (平成19年3月に方向性を取りまとめ)
- ◎ 交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部会の開催 (平成19年12月に最終答申)

内航海運業界の近代化に向けた環境の整備

- ◎ 海上輸送モーダルシフト推進検討会の開催 (平成18年10月設置)
- ◎ 新技術に対応した乗り組み制度の早期見直し (実証実験を行い、検討を行う予定)
- ◎ 中長期的な技術開発を実施